

令和5年1月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和5年1月10日 火曜日 午後3時01分から午後3時33分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (28人)

会長	15番	米澤 誠一	7番	小谷 恵
農業委員	1番	前田 繁昌	8番	矢田 考志
	2番	石原 文義	9番	遠藤 幸子
	3番	高虫 秀樹	10番	高見 利洋
	4番	山下 一郎	12番	奥田 国雄
	5番	尾古 礼隆	13番	日野 浩一
	6番	藤本 康央	14番	江原 宏昭
推進委員	1番	中川 勝彦	9番	入江 英之
	2番	渡邊 博文	10番	佐伯 守
	3番	高口 正秀	11番	谷上 真実
	4番	徳永 裕二	12番	青木 美伸
	5番	岸本 耕二	13番	野口 稔
	6番	鳥橋 千廣	14番	川上 英章
	7番	荒松 将志	15番	小原 進

4 欠席委員 (2名) (農委11番 岡田 浩司、推委8番 金本 常由)

5 議事録署名委員の決定 (12番 奥田 国雄、13番 日野 浩一)

6 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 令和5年度農作業標準労働賃金の協定について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について

7 報告事項

(1) 農地法施行規則第29条第1号の届出について

(2) 公共工事の施行に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告書について

(3) 賃貸借の解約について

(4) 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について

(5) その他

8 その他

- (1) 定例会の日程について
- (2) 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について
- (3) その他

9 農業委員会事務局職員

局長	諸遊剛史
主幹	坂田真寛
主事	道祖貴文
事務補助員	山根江利子

10 会議の概要

事務局

それでは、只今から1月の定例農業委員会のほうを始めさせていただきたいと思います。議長のご挨拶をよろしくお願ひします。

議長

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。

本当に、天気が今日のこんな天気になればいいなあと思うだけでも、本当に今年はですね、暮れから正月にかけてですね、かつてない天気だなと思って、皆さんも神社とか参ったんじゃないかと思っております。がですね、この頃を見てみると、コロナがいっぱい中部でも出ておったということで、コロナが周りにもたくさん、あそこもコロナになったとか、子供が持って帰ってきたとか、いろんな家族がおるわけでして、近くのほうで非常に身近に感じまして、前はあんまり、よそのことだわなんて思つたら、もう本当に身近なところにコロナがおるという中で、活動にも非常に支障をきたしておるんじゃないかなと思っております。

あと残された期間というものは、あと5か月ほどございますが、本当にあともう一踏ん張り頑張っていただくという中でも、コロナがあつてなかなか集まって話ができないと。業界なんかでも、飲み会は中止になったなんていうことで、非常に簡素化されていってですね、長い時間で話をするということが非常に困難であると。いろいろと果樹なんかでも、研修会のことで見ますと、西部のあそこは中止になったとか、いろんな話を聞くもんですから、集まって、今後みんなで話し合うということが非常に苦しいなということを感じております。その中でもですね、それなりの活動をしていかないと、記帳していく中ですね、記帳するためにするわけがないんですが、非常に活動に困っておることもあります。

今後ともですね、体に気を付けていただいてですね、あと5か月あったものをですね、非常に努力し、最後の締めくくりをして、一応締めをしたいなと思っておりますので、協力のほどよろしくお願ひいたします。

始めに当たっての挨拶に代えさせていただきます。

議長

今日欠席の方は、推進委員の8番委員さんが欠席と。それとあと、遅れる方は後から来られるということになっておりますので、よろしくお願ひいたします。ですので、今回、農業委員会の定例農業委員会が成立するということを、ここに宣言いたします。

議事録署名委員の決定でございますが、12番委員さんと13番委員さん、よろしくお願ひいたします。

議長

会務報告のほう、事務局、お願ひいたします。

事務局

【会務報告】

(12月 9日) ・農政部会について。

- ・定例農業委員会について。
- (12月14日) 人・農地関連施策の見直しに係る市町村説明会について。
- (12月22日) 鳥取県農業会議常設審議委員会について。
- (12月23日) 農地利用最適化交付金説明会について。
- (12月26日) 大山地区農業相談日について。相談件数1件あり。
- (1月5日) 中山地区農業相談日について。相談件数4件あり。

議長 今、会務報告がございました。これについて、何かご質問があれば挙手をもってお願ひいたします。

ないようですので、議案のほうに入らせていただきます。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願ひいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

1番、〇〇、田1筆、1, 921m²。贈与です。譲渡人、譲受人はそれぞれ記載のとおりです。基本要件2項各号には該当しません。許可要件は満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは、現地確認委員さんの農委1番委員さん、報告をお願ひいたします。

農委1番委員 はい。1番です。座って説明させていただきます。

本日午前中、推委2番委員さん、農委2番委員さん、それから事務局の〇〇さんとで、現地確認をしてまいりました。

場所は〇〇地区のですね、〇〇から〇〇地区に入るところの北側、JRの隣北側面の水田であります。現地確認させていただいたところ、耕耘された跡がありまして、適切に管理されているということを見て帰りました。□□さんと△△さんはですね、現在、利用貸借の関係にあります。先ほど〇〇さんの説明にありましたように、贈与ということあります。皆さんの審議をお願ひいたします。

議長 現地確認のご説明がございました。

これについて、何かご意見なり質問があればお願ひいたします。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願ひいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 議案第2号、令和5年度農作業標準労働賃金の協定について、事務局、ご説明をお願ひいたします。

事務局 はい。議案第2号、令和5年度農作業標準労働賃金の協定について。このことについて、別紙協定表(案)のとおり協定してよいか審議を求めます。

ということで、2ページ目でございますが、先ほど会務報告でいたしましたけれども、12月9日に農政部会を開いていただきました。その結果、こちらの表がありますけれども、この表の金額、協定額税込みというところをご覧いただきたいと思います。

上段括弧は、令和4年度の金額、協定額になっております。それから下段が、このたび提案する協定額でございます。まず、田植え、機械植えにつきましては7,000円。側条施肥付500円は据置きということで考えております。それから、一般労務は900円。耕運機・トラクター、荒起が7,000円、こなし4,200円、代かきが5,600円、こなし・代かき同時が8,000円、フレールモアが6,500円。堆肥散布が1,600円。あぜ草刈が1,900円。あぜ塗りが75円。薬剤散布が1,100円。追肥が1,600円。バインダー8,500円。コンバイン、1万8,500円。ハーベスターが8,000円ということしております。

農政部会の審議の内容を、若干報告させていただきます。

まず初めに、最低賃金等の動向につきましてですが、鳥取県の最低賃金が、令和4年10月の時点で854円でございました。これが対前年比10.4%ということで上がっておりました。令和4年度の一般労務が850円でしたので、これを下回っていますので、これは必ず上げないといけないという状況がありました。それから、燃料代、レギュラーガソリン、令和4年の10月時点では、鳥取県平均が172.2円、対前年比で106.2%、値上がりしております。それから米の相対取引価格につきましては、玄米60キロが、鳥取県コシヒカリで1万3,729円、これは、対前年比106.5%ということで上がっておりました。

それから、農業者の方からの要望が2件ありました。

1つ目は、あぜ塗りの単価を安いので上げてほしいというのが1つ。それからもう1つは、汎用コンバイン、大豆とか小麦が刈れるような汎用コンバインの単価を新たに設定してほしいという要望がありました。

先ほどの賃金等の動向や要望を踏まえまして検討した結果ですけれども、まず一般労務、1時間当たり850円をどうするのかという議論から始めました。で、先ほど言いましたように鳥取県最低賃金854円ですので、これを上げないといけないということで、これを900円にしたらどうかということで決まりました。これを基にですね、そのほかの作業単価も、850円から900円に上げるのが、105.9%の値上げになりますので、それを、それ以外の一般労務以外の単価に掛けていって、それを切りのよい単価に調整したものが先ほど提案させていただいた額になります。ただしほうね、コンバインだけはですね、106.9%。少し上げております、これはですね、摘要のところにありますが、カッター使用の場合の500円加算、それから結束機使用の場合の2,000円加算、これを据置きますので、コンバイン自体は少し多めに上げたということでございます。

先ほど要望がありました汎用コンバインにつきましては、町内でも、受託農家自体が少ないということで、個人持ちですとか、組合がやっている場合等、いろいろとあるようとして、なかなか、一律の単価協定額を決めるのはどうかということになりまして、このたびは、設定しないと、見送りするということで決まったところでございます。

令和5年度農作業標準労働賃金協定表、協定については以上でございます。よろしくご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

今、事務局からご説明ございましたが、これについて何か質問なりあれば、質問してください。

ないようですので、この案に従って賛成の方は挙手をもってお願ひいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、この案を承認したいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長

議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(詳細; 詳細は議案に明記) 事務局からの説明は以上です。

議長

今、事務局からご説明ございました。これについて何かご質問ある方。

無いという言葉が出ておりますが、進めさせていただきます。

それでは番号14番15番と、番号60番を除いて、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたします。

議長

番号14番、15番の農委10番委員さん(議事参与の制限のため)ちょっと、議会から出てやってください。

(農委10番委員、退室)

14番、15番について、何かご質問があれば。

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうも、全員賛成でございますので、承認いたしました。

(農委10番委員、入室)

議長

番号60番。農委5番委員さん、議会から(議事参与の制限のため)出てやつてください。

(農委5番委員、退室)

番号60番について、何か質問があれば。

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(農委5番委員、入室)

議長 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があったので意見を求める。(詳細; 詳細は議案に明記)

事務局からの説明は以上です。

議長 事務局からご説明ございました。

これについて、何かご質問あれば。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 報告に入ります。見ておいてやってください。

33ページ、それから36ページ、39ページ、確認をしておいてやってください。

それでは4番、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。報告事項の4番の別段面積についてですが、農地を取得する際の要件として、いわゆる5反の下限面積をクリアする必要があります。

この下限面積は、現に耕作している面積と新たに権利を取得する面積の合計が、基本的に5反をクリアする必要があります。この下限面積要件が、国の方針で4月から廃止となります。毎年、総会のほうで見直しを行っていただいているますが、昨年と見直しを行った結果、各区域の経営面積の平均規模に、特段大きな変化はありませんでした。残り3か月ですので、現在の設定している下限面積で、3月まで運用させていただきたいと思います。現在設定している面積といたしましては、御来屋区域が20アール、田中・押平・中高が20アール、それ以外は50アールとなっております。

すみません。御来屋が20アール、田中・押平・中高が30アールです。失礼しました。それ以外の区域については50アールです。

この設定させていただいている面積で、3月まで運用させていただきたいと思います。

議長

今、事務局、ご説明がございました。
報告事項の中で、その他で何かご質問あれば。
ないようですので、続けて進行させていただきます。

議長

2月の定例会でございますが、2月10日、金曜日ですね、午後3時から、中山環境改善センターで行いますが、どうでしょうか。

異議なしということでございますので、2月10日に行いますので、ご出席のほど、よろしくお願ひいたします。

配っておりました紙の、農業委員会の法令についての決議について、事務局、よろしくお願ひいたします。

事務局

はい。今日お配りしました「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」でございますが、その裏のほうにですね、これは令和元年に、鳥取県農業会議から、申し合わせ決議を年に1回以上実施してくださいというような文書が届いております。これに基づきまして、毎年、大山町農業委員会のほうでも決議を行っております。こちらの決議のほう、私のほうから読み上げさせていただきますので、確認をお願いしたいと思います。

『『農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議』私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理感を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。』

「1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理感を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和5年1月10日、大山町農業委員会」ということで、また今年も、法令遵守、徹底のほうよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

議長

この文書を読みましたことについては、よろしくお願ひいたします。

その他、何かございますでしょうか。

活動について、こういうことをちょっと聞いておきたいとかあれば。

(推委7番委員、挙手)

はい、推委7番委員さん。

推委7番委員 【その他】

・賃借料の表記について。

議長

その他、ございませんでしょうか。

ないようですので、令和5年1月の大山町定例農業委員会を終了させていた
だきます。どうも、ご苦労さんでございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 米澤 誠一

議事録署名委員 奥田 国雄

議事録署名委員 日野 浩一

：上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しています。